

# 災害時における消費生活の安定及び 応急生活物資の供給等に関する相互協定書

石狩市（以下「甲」という。）と、生活協同組合コープさっぽろ（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定する。

（趣旨）

**第1条** この協定は、石狩市地域に地震、豪雨、豪雪、暴風、その他の異常な自然現象又は大規模な火事、爆発、その他大規模な事故により生ずる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙とが相互に協力して、災害時における市民生活の早期安定を図ることを目的として、消費生活の安定及び応急生活物資の供給等に関する事項について定めるものとする。

（協力事項の発動）

**第2条** この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が「石狩市災害対策本部」を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の要請）

**第3条** 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対して次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

- (1) 乙が保有又は製造する商品の供給及び運搬
- (2) 甲が必要とする応急生活物資の仕入れ及び運搬

（協力の実施）

**第4条** 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、消費生活協同組合に対する商品供給や被災店舗の復旧などの業務に支障を来さない範囲で、保有又は製造する商品の供給及び運搬等に対する協力について積極的に努めるものとする。

（応急生活物資）

**第5条** 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、原則として災害時における消費生活の安定及び応急生活物資の供給等に関する相互協定実施細則（以下「実施細則」という。）で定める品目から、災害の状況等に応じて甲が指定する。

（要請手続等）

**第6条** 甲の乙に対する要請手続は、実施細則で定める様式の文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請し、事後、実施細則で定める文書を提出するものとする。

**2** 甲から乙へ要請等の経路は、実施細則で定める。

**3** 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう、日頃から点検、改善に努めるものとする。

（経費の負担）

**第7条** 第4条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の経費については、甲が負担する。

(経費の請求)

**第8条** 前条に規定する経費は、乙が商品の供給及び運搬を終了した後、乙の作成した出荷確認書等により、石狩市長あてに一括請求するものとする。

(経費の支払)

**第9条** 石狩市長は、前条の規定に基づき乙から経費の支払請求があった場合は、石狩市の規定に基づき、速やかに乙に支払うものとする。

(価格の決定)

**第10条** 甲が負担する価格は、災害発生時直前における適正価格等を基準として甲乙協議の上で決定するものとする。

(広域的な支援体制の強化)

**第11条** 乙は、他の生活協同組合との間での連携を強化し、災害時において他の消費生活協同組合からの広域的な支援が受けられるよう、体制の整備に努めるものとする。

(情報の収集・提供)

**第12条** 甲は、災害時において、市民に対し応急生活物資の配布場所、品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

**2** 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況、物資の緊急輸送路の状況等の情報交換を行うものとする。

**3** 甲と乙は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して市民に対する迅速かつ的確な生活情報の提供に努めるものとする。

(生活物資の安定供給)

**第13条** 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活物資の高騰等の防止を図り、市民生活の早期安定に寄与するよう、市民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はそれに積極的に協力するものとする。

(その他の必要な支援)

**第14条** この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上、実施細則に定めるものとする。

(法令の遵守)

**第15条** この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）その他の法令の規定を遵守するものとする。

(協議)

**第16条** この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

(雑則)

**第17条** この協定の実施に関し、必要な細部手続及び改正等は双方協議して実施細則に定めるものとする。

**第18条** この協定は、平成15年10月14日から適用する。

この協定の設立を証するため、本証を2通作成し、当事者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成15年10月14日

甲 石狩市花川北6条1丁目30番地2

石狩市長 田 岡 克 介

乙 札幌市西区発寒11条5丁目10番1号  
生活協同組合コープさっぽろ

理 事 長 松 村 喬